

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（案）の考え方

1. 趣旨

甲賀市は、甲賀市人権尊重のまちづくり条例(平成16年甲賀市条例第196号)の趣旨に基づき、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるように支援することで、明るく住みよい人権尊重のまちの実現を目指す施策の一つとして、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を創設いたします。

本制度は、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が2人の関係を公的に証明する制度と、あわせてパートナーと生計を共にする家族が、法令等の範囲内で、婚姻関係にある家族と同様のサービスが受けられるようにするものです。この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、市民のみなさんの性の多様性への理解が深まり、誰もが大切な人と安心して暮らすことのできる人権を尊重し合えるまちを目指します。

2. 制度の概要

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人が、市長に対してパートナーであることを宣誓表明したことに対して、市が公的に認め、宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付する制度です。また、2人のどちらか一方または双方の子や近親者等と生計を同じするものがある場合には、ファミリーとして併せて宣誓表明することができます。

受領証等の交付により、法律上の権利・義務が生じるものではありませんが、宣誓されたパートナーやファミリーが、共に自分らしく安心して暮らせるように、また、この制度を通じて市民のみなさまに多様性への理解を深めていただくことを期待しています。

3. 定義

(1) 性的マイノリティ

性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性のみでない、または性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる方のことをいいます。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に尊重し、協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人の方の関係をいいます。

(3) ファミリーシップ

パートナーシップにある方が、パートナーシップにある方の一方または双方の子（実子または養子）や親等の近親者、その他市長が認める方と生計が同一であり家族として協力し合う関係をいいます。

(4) ファミリーシップ対象者

ファミリーシップを形成しようとする方のうち、パートナーシップにある2人以外の方をいいます。

(5) 宣誓

パートナーシップにある2人が、双方が互いのパートナーであることまたはファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓い、市長に対して表明することをいいます。

4. 宣誓を行うことができる方

【パートナーシップ】

宣誓をされる2人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 一方または双方が性的マイノリティであること。
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 双方または一方が市内在住している（3か月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (4) 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと、当事者以外の方とパートナーシップ関係にないことの両方を満たすこと。
- (5) お互いが近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう）の関係にないこと。（養子縁組によって近親者となった場合を除く。）

【ファミリーシップ】

ファミリーシップの対象となる方は次の要件を満たしている必要があります。

- (1) パートナーシップにある方の一方または双方の実子または養子を含めた近親者、その他市長が認める方であること。
- (2) パートナーシップにある方の一方または双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。また、15歳以上の方については本人同意、15歳未満の方については親権者の同意があること。

5. 宣誓に必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 転入予定の場合はその事実が確認できる資料等
- (3) 独身であることが確認できる書類（戸籍抄本、独身証明書等）
- (4) 本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

6. 宣誓手続きの方法

- (1) 宣誓に記入し、必要な書類を準備
- (2) 人権推進課まで、必要書類を添付して持参またはその他の方法にて提出
- (3) 市が届け出書類を確認し、内容に不備がなければ届け出を受理し、後日パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付

※通称名を使用することができます。（日常生活で使用していることを確認ができる書類の提出が必要です。例：社員証、学生証、病院の受診券、自宅に届いた郵便物など）

7. 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード
- (3) 受領印を押印したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し

8. 受領証等の失効および返還

受領証等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生時に失効します。その際は直ちに受領証等の返還を求めます。ただし、(2) に該当する場合にあって、引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。

- (1) 両当事者の意思により、パートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 両当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 両当事者がともに本市に住所を有しなくなったとき。
- (4) 両当事者の少なくともいずれか一方が婚姻（事実婚を含む）や、当事者以外の方とパートナーシップ関係にある状態になったとき。
- (5) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したことが判明したとき。
- (6) 宣誓書を提出した時点において当事者が、「4. 宣誓を行うことができる方」に該当していなかったことが判明したとき。
- (7) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。

9. 配慮事項

市は、特に必要と認めた場合においては、宣誓者の意思を尊重した柔軟できめ細やかな取扱いに努めます。

本事業の実施に当たり、市職員は宣誓者の意思を尊重するとともにプライバシーに十分配慮します。また、職務上知り得た個人情報については、秘密保持を厳守します。その職を退いた後も、同様とします。

10. 周知

市は、宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民および事業者への周知および啓発に努めます。

11. 関係書類の保存期間

受領証が返還された日または失効した日のどちらか早い日から起算して5年間まで保存します。

12. 導入時期

令和6年6月予定